



長野県報

9月29日(月)
平成26年
(2014年)
第2611号

目 次

規 則

長野県組織規則の一部を改正する規則(行政改革課)	2
児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則(こども・家庭課)	2
管理職員等の範囲を定める規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	3
長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	4

告 示

基本測量の実施(建設政策課)	10
公共測量の実施(建設政策課)	10
長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の一部改正(建設政策課技術管理室)	11
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課)	12
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課)	12
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課)	12
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課)	13
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	13
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	14
特定計量器の定期検査の実施(ものづくり振興課)	14

公 告

砂利採取業務主任者試験の実施(河川課)	14
一般競争入札(2件)(道路管理課)	14
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課)	16

訓 令

財務規則第2条に定める所の出納員の任免の一部改正(人事課)	17
兼務に関する規程の一部改正(人事課)	17
長野県文書規程の一部改正(情報公開・法務課)	17

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第27号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42款 観光情報センター（第165条—第168条）」を「第42款 観光情報センター（第165条・第166条）」に改め、第42款の2「信州首都圏総合活動拠点（第167条・第168条）」を改める。

第30条の3第2項に次の1号を加える。

(3) 信州首都圏総合活動拠点に関すること。

第56条第2項中第24号を第25号とし、第11号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 長野県信州首都圏総合活動拠点

第59条中「農産物の販路拡張」を「企業間取引の支援」に改める。

第166条の表の長野県東京観光情報センターの項を削り、同条の次に次の款名を付する。

第42款の2 信州首都圏総合活動拠点

第167条及び第168条を次のように改める。

(業務)

第167条 長野県信州首都圏総合活動拠点は、次の各号に掲げる事務を行うところとする。

(1) 信州ブランドの発信に関すること。

(2) 県産品の消費拡大及び農産物の販路拡張に関すること。

(3) 観光の振興及び宣伝に関すること。

(4) 県外からの移住及び国内外との交流の推進に関すること。

(位置)

第168条 長野県信州首都圏総合活動拠点の位置は、東京都中央区とする。

別表第36の観光情報センターの項の次に次のように加える。

信州首都圏総合活動拠点	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(事務処理規則の一部改正)

2 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1中「長野県東京観光情報センター」を「長野県信州首都圏総合活動拠点」に改める。

別表第10の6中「長野県東京観光情報センター所長」を「長野県信州首都圏総合活動拠点所長」に改める。

(財務規則の一部改正)

3 財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8中「東京観光情報センター」を「信州首都圏総合活動拠点」に改める。

行政改革課

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第28号

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則（昭和41年長野県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第33条の2第2項」を「第33条の2の2第2項」に改める。

第11条中「第33条の2第4項」を「第33条の2の2第4項」に改める。

第12条中「第33条の2第2項」を「第33条の2の2第2項」に改める。

第22条の表の法第50条第6号の3（法第22条第1項の規定による助産の実施に係るものを除く。）、第7号及び第7号の2に係る場合の項中「、第7号及び第7号の2」を「及び第7号から第7号の3まで」に改め、「本人にあつては」、「扶養義務者にあつては別表第3に」及び「又は別表第3」を削り、法第50条第7号の3に係る場合の項を削り、法第50条第6号及び第6号の3（法第22条第1項の規定による助産の実施に係るものに限る。）に係る場合の項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第1中「中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別表第2を削る。

別表第3中「中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「その入所者が別表第2により徴収される場合には、当該入所者に係る徴収月額を控除した残額」を「事務費及び事業費（別に定める額を除く。）の合算額をいう。別表第3において同じ。」に、「第6条の2第1項」を「第6条の3第1項」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4中「中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表を別表第3とする。

様式第5号の裏中

「
 (2) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。
 3 第1項及び前項の承認は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第9条第1項甲類に掲げる事項とみなす。」
 」

を

「
 (2) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。」
 」

に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和43年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(県営住宅等に関する規則の一部改正)

第3条 県営住宅等に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第1条の4第1項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「を含む」を「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定（別表第1の改正規定並びに別表第3及び別表第4の改正規定（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分に限る。）を除く。）は、公布の日から施行する。

こども・家庭課

管理職員等の範囲を定める規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年9月29日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第6号

管理職員等の範囲を定める規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長野県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「東京観光情報センター」を「信州首都圏総合活動拠点」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第2条 給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中「東京観光情報センター所長」を「信州首都圏総合活動拠点所長」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

人事委員会事務局

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年9月29日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第7号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

長野県職員の退職手当に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

5 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、氏名（住所・居所）変更届（様式第2号の2）に、その変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、退職時の任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

6 退職時の任命権者は、氏名（住所・居所）変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をした上、これを返付しなければならない。

第5条中「届出書を」を「書類を」に改め、同条第1号中「様式第3号」の次に「」及び公共職業訓練等受講証明書（様式第3号の2）を加え、同条第2号中「同項第3号」を「退職手当条例第10条第11項第3号」に改め、同条第3号中「同項第4号」を「退職手当条例第10条第11項第4号」に改め、同条第4号中「以下」を「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第33条の4第1項に規定する就業促進定着手当を除く。以下」に改め、同条第7号中「同項第6号」を「退職手当条例第10条第11項第6号」に改め、同条中同号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 前号の就業促進定着手当に相当する退職手当 就業促進定着手当に相当する退職手当に関する支給事由届出書（様式第5号の3）第11条の表の第4条第4項の項の次に次のように加える。

第4条第5項	受給資格者	高年齢受給資格者
	受給資格証	高年齢受給資格証
第4条第6項	受給資格証	高年齢受給資格証

「 就業 促進 手当 」 を 〔 (4) 寄宿手当 円 (5) 就業手当 円 (6) 再就職手当 円 〕」	〔 (4) 寄宿手当 円 (5) 就業手当 円 (6) 再就職手当 円 (7) 就業促進定着手当 円 (8) 常用就職支度手当 円 〕」	〔 (4) 寄宿手当 円 (5) 就業手当 円 (6) 再就職手当 円 (7) 就業促進定着手当 円 (8) 常用就職支度手当 円 〕」
		〔 (4) 寄宿手当 円 (5) 就業手当 円 (6) 再就職手当 円 (7) 就業促進定着手当 円 (8) 常用就職支度手当 円 〕」
		〔 (4) 寄宿手当 円 (5) 就業手当 円 (6) 再就職手当 円 (7) 就業促進定着手当 円 (8) 常用就職支度手当 円 〕」

「(10)」に改め、同様式の裏面中

失業の証明を受けた期間中に公共職業安定所以外でも就職先を探したか。 探した	事業所名	応募の動機	職種	応募の結果
探さなかつた	その理由			

「失業の証明を受けた期間中に引き続いて就職先を探したか。

探した	(1) 求職活動の方法等					
	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容		
	公共職業安定所による職業相談、職業紹介等					
	民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等					
	労働者派遣機関による派遣就業相談等					
	公的機関等による職業相談等					
	(2) (1)以外での事業所の求人への応募の状況					
	事業所名・部署名	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果
					<ul style="list-style-type: none"> ・知人の紹介 ・新聞広告 ・就職情報誌 ・インターネット ・その他 	
					<ul style="list-style-type: none"> ・知人の紹介 ・新聞広告 ・就職情報誌 ・インターネット ・その他 	
探さなかつた	その具体的理由					

に、

を

「備考

就職又は自営業の開始(予定)

就職

- ・公共職業安定所紹介
- ・職業紹介事業者紹介
- ・自己就職

就職先事業所

就職(予定) 月 日

自営業

自営業開始(予定)

月 日

に改め、同様式の次に次の様式を加

備考

える。

(様式第2号の2)(第4条関係)

氏名(住所・居所)変更届		
		台帳番号
氏 名 (住所又は居 所)	フリガナ	
	新	
	旧	
変更年月日	年 月 日	
長野県職員の退職手当に関する規則第4条第5項(第11条において準用する第4条第5項)の規定により上記のとおり届け出ます。		
任命権者 殿		年 月 日
		氏 名
		電話番号
備 考		

(注) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第3号の次に次の様式を加える。

(様式第3号の2)(第5条関係)

公共職業訓練等受講証明書										
台帳番号			未支給区分(1 未支給、空欄 未支給以外)							
待機満了年月日		年 月 日								
支給期間	初 日	年 月 日		末 日	年 月 日					
認定日数	日	受講日数	日	通所日数	日					
特定職種受講日数	日		寄宿日数	日						
内職(労働日数及び収入額)		日		円						
就業手当支給日数	日		早期就業支援金支給日数	日						
受講者氏名			証明対象期間	年 月						
訓練受講職種										
該当する印を右のカレンダーに付けること。				1	2	3	4	5	6	7
(1) 公共職業訓練等が行われなかつた日(日曜日等)				8	9	10	11	12	13	14
=印				15	16	17	18	19	20	21
(2) 公共職業訓練等を受けなかつた日のうち ア 疾病又は負傷により受けなかつた日 イ ア以外のやむを得ない理由があつた日 ウ やむを得ない理由がなかつた日				22	23	24	25	26	27	28
○印				29	30	31				
△印										
×印										
特記事項										
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。										
年 月 日										
(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)										
印										
証明対象期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしたか。				ア した	イ しない					
証明対象期間中に内職又は手伝いをして収入を得たか。				ア 得た	イ 得ない					
寄宿の有無	有() 無									
上記のとおり申告します。										
年 月 日										
任命権者 殿										
氏 名										
㊞										
備考										

様式第4号中「治ゆ」を「治癒」に、

長野県職員の退職手当に関する規則第5条の規定により上記のとおり届け出ます。

年　月　日

任命権者　殿

を

(印)

内職又は手伝いをした日等	月　　日	収入のあつた日	収入額	何日分の収入か
		月　　日	円	日分
		月　　日	円	日分
		月　　日	円	日分

長野県職員の退職手当に関する規則第5条の規定により上記のとおり届け出ます。

年　月　日

任命権者　殿

氏　名

(印)

様式第5号の2中

ア 定めなし → 年　月　日まで
イ 定めあり (年　カ月)

ア 定めなし → 年　月　日まで

イ 定めあり (年　カ月)

契約更新条項 (ア 有　イ 無)
1年を超えて雇用する見込み (ア 有　イ 無)

に、「、常用就職支度金又は」を「に相当する退職手当又は」に改め、「、常用就職支度金に相当する退職手当」を削り、同様式の次に次の様式を加える。

(様式第5号の3)(第5条関係)

就業促進定着手当に相当する退職手当に関する支給事由届出書						
氏名				台帳番号		
住所又は居所						
就職先の事業所	名称			事業所番号		
	所在地		(電話番号)			
一週間の所定労働時間	時間 分		求人申込み時等に明示した賃金月額	万 千円		
雇用期間中の賃金支払状況	賃金支払対象期間		賃金支払対象の基礎日数	賃金額		備考
	ア	イ		計		
	月 日～月 日	日	円	円	円	
	月 日～月 日	日	円	円	円	
	月 日～月 日	日	円	円	円	
	月 日～月 日	日	円	円	円	
	月 日～月 日	日	円	円	円	
	月 日～月 日	日	円	円	円	
	月 日～月 日	日	円	円	円	

上記の記載事実に誤りがないことを証明する。

年 月 日

事業主氏名 ㊞
(法人のときは名称及び代表者氏名)

長野県職員の退職手当に関する規則第5条の規定により上記のとおり届け出ます。

年 月 日

任命権者 殿

氏名 ㊞

備考

様式第6号中

「
 ア 定めなし → 年 月 日まで
 イ 定めあり (年 カ月)
 」を

「
 ア 定めなし → 年 月 日まで
 イ 定めあり (年 カ月)
 契約更新条項(ア 有 イ 無)
 1年を超えて雇用する見込み(ア 有 イ 無)
 」に、

に、

「、常用就職支度金又は」を「に相当する退職手当又は」に改め、「、常用就職支度金に相当する退職手当」を削る。

様式第13号の裏面中

探した	事業所名	応募の動機	職種	応募の結果
探さなかつた	その理由			

を

探した	その方法 ・公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 ・民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 ・労働者派遣機関による派遣就業相談等 ・公的機関等による職業相談等 ・知人の紹介による求人への応募 ・新聞広告による求人への応募 ・就職情報誌による求人への応募 ・インターネットによる求人への応募 ・その他()
探さなかつた	その具体的理由

に、

備考	を
----	---

就職又は自営業の開始(予定)	就職	・公共職業安定所紹介 ・自己就職	就職先事業所
		就職(予定)月 日	
	自営業	自営業開始(予定)月 日	
備考			に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第543号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量（「国土広域情報」修正測量）

2 作業期間

平成26年6月1日から平成27年3月31日まで

3 作業地域

長野県全域

長野県告示第544号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル1,000）

2 作業期間

平成26年8月28日から平成27年2月27日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

建設政策課